

1. 対象事業名

タイ国会計法執行支援開発調査

2. 我が国が援助することの必要性・妥当性

(1) 現状及び問題点

タイ国においては、1997年の経済危機以降、経済関連制度強化の必要性が指摘され、企業会計分野においては、世銀・タイ大蔵省、タイ公認会計士協会が協力し会計・監査制度の改革を行ってきた。それらの流れを受け、2000年に新会計法（以下、会計法）が施行され、企業会計に関する企業の義務、商務省（MOC）の果たすべき役割等を規定している。一方、企業（特に中小企業）の経営者、経理担当者の会計法関連法令に関する知識不足、及び財務諸表の重要性、有用性に関する認識不足から、企業より提出される財務諸表、帳簿には会計法等に照らすと多くの不備が存在する。会計法の執行に責任を持つ商務省企業開発局企業監督課（MOC DBD BBS）は、会計法の執行、特に簿記資格者の登録・指導業務などにあたるとともに、各企業から提出された会計書類の審査、会計法及び同施行規則に関する質問への回答等の業務を行っている。しかし、タイ企業約40万社に対し、それらに責任を負うBBSには128名の職員しかおらず業務の合理化・効率化及び職員のキャパシティ・ビルディングが必要となっている。

(2) 国家開発計画、地域開発計画、分野別計画などの計画と当該案件の整合性

タクシン政権の政策の一つとして、また第9次国家経済社会開発計画においても、国家競争力の向上が目標として掲げられている。本協力は会計法の執行を支援することにより、企業が帳簿や財務諸表を適正に管理することを促し、企業による金融へのアクセスの改善、管理会計や原価計算を促すものである。これらは、産業の発展にとって不可欠なものであり、タイ

国の政策とも合致するものである。

(3) 他国機関との関連事業との整合性

特になし

(4) 我が国の当該への基本的援助方策との整合性

日本のこれまでのタイに対する工業分野の協力においては、タイの実体経済や製造業の国際競争力の強化に注力し、それらを支えるサポーターティングインダストリーとその担い手である中小企業の経営と技術の基盤強化を行ってきている。本協力においては、財務諸表の整備による金融アクセスの改善、管理会計や原価計算といった形で、それら中小企業の発展に資するものであり、我が国のタイ国に対する援助重点分野の一つである経済基盤整備と合致するものである。

3. 事業の目的

タイ国における会計法等の執行に関する行政職員のキャパシティ・ビルディング及び行政サービスの改善提言等（Bookkeeperの継続的能力開発制度（CPD）制度の改善提案、BBSの会計法執行にかかる業務改善提言の策定及び実施、財務諸表審査、コンサルテーションに必要な知識向上など）を行い、タイ国において会計法の執行にかかる実施能力を向上することを目的とする。

4. 事業の内容

(1) 対象

(a) 調査対象：

タイ国全域

(b) 技術移転の対象：

商務省企業開発局企業監督課（MOC DBD BBS）

(2) アウトプット

(a) 計画策定：

- ・タイ国Bookkeeperの継続的能力開発制度（CPD）制度の改善提案
- ・BBSの会計法執行にかかる業務改善提言の策定

(b) 技術移転：

- ・BBSの会計法執行にかかる業務改善提言の策定及び実施
- ・BBSによる会計法執行に必要な技術（財務諸表審査、コンサルテーションに必要な知識向上など）の移転

(3) インプット：以下の投入による調査および技術移転の実施。

(a) コンサルタント（分野／人数）

分野	人数	分野	人数
総括／会計監査1	1	中小企業における会計2	1
会計監査2	1	会計法	1
中小企業における会計1	1	人材育成	1
		合計	6

(b) その他

C／P研修（年2名程度）

(4) 総事業費

調査に要す費用：約2.5億円

(5) 調査のスケジュール

2003年12月～2005年12月（2年）

(6) 実施体制

(a) 協力相手国実施機関名：商務省企業開発局企業監督課

(b) 協力相手国実施機関の責任者：商務省企業開発局局长

5. 成果の目標

(1) 提案計画の活用目標・技術移転の目標

(a) ・CPD制度に関する提言がCPD制度の設計及びその改定に取り入れられる。

・CPDが自立的に実施され、Bookkeeperの継続的な能力の向上を目的としたシステムが持続的に機能する。

(b) ・BBSによる、財務諸表の検査、監督に関する業務、及び会計法関連の問い合わせへの対応（コンサルテーション）業務に関する改善提言が取り入れられ、業務の質の向上、効率化が図られる。

・キャパシティ・ビルディングによりBBS職員の能力が向上し、業務の質の向上、効率化が図られる。

(2) 活用による達成目標

(a) Bookkeeperの能力が向上し、タイ国における企業の財務諸表、帳簿の質が向上する

(b) BBSの企業に対する指導、コンサルテーションにより、タイ国における企業の財務諸表、帳簿の質が向上する

6. 外部要因リスク

(1) 協力相手国内の事情

(a) 政策的要因：既存の会計関連制度の大幅な変更（MOCの所管の変更など）

(b) 行政的要因：BBS職員の急激な減少、大幅な職員の交代など

(c) 社会的要因：タイ国における（産業界、学会などを含む）の会計（財務諸表、簿記）に関する重要性の認識の不足

(d) その他の要因：公認会計士（CPA）の能力不足や、MOC所管以外の会計関連システムの不備（新監査人法（Auditors Act）に基づくCPAの管理監督機関の能力不足など）

(2) 関連プロジェクトの遅れ：

特になし

7. 今後の評価計画

(1) 事後評価に用いる指標

(a) 活用の進捗度

- ・ CPD制度において提言が活用されているか
- ・ BBS職員の会計法執行にかかる業務改善提言が活用されているか。

(b) 活用による達成目標の指標

- ・ Bookkeeperの能力
- ・ BBS職員の能力の向上（効率性（対処件数）簿記、財務諸表に関する知識）
- ・ タイ国の企業の作成する帳簿・財務諸表の質

(2) 上記(a)および(b)を評価する方法およびタイミング

フォローアップ調査によるモニタリング